

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>95.03 <u>三輪車、スクーター、足踏み式自動車</u>その他これらに類する<u>車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型</u>その他これに類する<u>娯楽用模型</u>（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>車輪付き玩具</u></p> <p>これらの製品は、通常、ペダル、手動レバーその他の簡単な装置によりチェーン又はロッドを通じて車輪に対し走行力を伝達するか又はある種のスクーターの場合のように人が足で直接地面をけて進むかのいずれかの方法により走行するように設計してある。<u>車輪付き玩具</u>のその他の方式のものは、人が単に押すか引くもの又は動力駆動式のものである。</p> <p>これらの<u>玩具</u>には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 及び(2)（省略）</p> <p>(3) 足踏み式又は手動式の<u>車輪付き玩具</u>（動物の形をしているもの）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) 手動レバーによって進む<u>車輪付き玩具</u></p> <p>(6) その他の<u>車輪付き玩具</u>（機械的伝動機構を有しないもの）で、けん引し又は押すように設計してあり、幼児が乗るのに十分な大きさを有するもの</p> <p>(7)（省略）</p> <p>(B) 人形用乳母車（折畳み式のものを含む。例えば、折畳み式腰掛型）</p> <p>このグループには、折畳み式であるかないかを問わず、二以上の車輪を取り付けてある人形用乳母車（<u>腰掛型</u>、箱型、折畳み式腰掛型等のもの）を含む。また、人形の寝台に使用するものに類似する、乳母車の寝具を含む。</p> <p>(C) 人形</p> <p>このグループには、幼児の娯楽用に設計した人形のみでなく、装飾用に使用する人形（例えば、応接間用人形及びマスコット用人形）、人形劇用のもの、あやつり人形及び漫画化したものを含む。</p> <p>人形は、通常、ゴム、プラスチック、紡織用繊維材料、ろう、陶磁器、木、板紙、<u>混凝紙（こんくりがみ）</u>又はこれらの材料の組合せから作る。</p>	<p>95.03 <u>三輪車、スクーター、足踏み式自動車</u>その他これらに類する<u>車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型</u>その他これに類する<u>娯楽用模型</u>（作動するかしないかを問わない。）及びパズル</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>車輪付きがん具</u></p> <p>これらの製品は、通常、ペダル、手動レバーその他の簡単な装置によりチェーン又はロッドを通じて車輪に対し走行力を伝達するか又はある種のスクーターの場合のように人が足で直接地面をけて進むかのいずれかの方法により走行するように設計してある。<u>車輪付きがん具</u>のその他の方式のものは、人が単に押すか引くもの又は動力駆動式のものである。</p> <p>これらの<u>がん具</u>には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 及び(2)（同左）</p> <p>(3) 足踏み式又は手動式の<u>車輪付きがん具</u>（動物の形をしているもの）</p> <p>(4)（同左）</p> <p>(5) 手動レバーによって進む<u>車輪付きがん具</u></p> <p>(6) その他の<u>車輪付きがん具</u>（機械的伝動機構を有しないもの）で、けん引し又は押すように設計してあり、幼児が乗るのに十分な大きさを有するもの</p> <p>(7)（同左）</p> <p>(B) 人形用乳母車（折畳み式のものを含む。例えば、折畳み式腰掛型）</p> <p>このグループには、折畳み式であるかないかを問わず、二以上の車輪を取り付けてある人形用乳母車（<u>腰掛け型</u>、箱型、折畳み式腰掛型等のもの）を含む。また、人形の寝台に使用するものに類似する、乳母車の寝具を含む。</p> <p>(C) 人形</p> <p>このグループには、幼児の娯楽用に設計した人形のみでなく、装飾用に使用する人形（例えば、応接間用人形及びマスコット用人形）、人形劇用のもの、あやつり人形及び漫画化したものを含む。</p> <p>人形は、通常、ゴム、プラスチック、紡織用繊維材料、ろう、陶磁器、木、板紙、<u>混凝紙</u>又はこれらの材料の組合せから作る。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>人形には、人間の声等の再生と同様に手足、頭又は眼を動かすことができる機構を接合し又は含んだものがある。人形はまた、服を着せてあってもよい。</p> <p>この項の人形の部分品及び附属品には、頭、胴部、手足、眼（70.18項の取り付けてないガラス製の眼を除く。）及び眼の作動機構、発声機構その他の機構並びにかつら、人形の衣服、靴及び帽子を含む。</p> <p>(D) その他の玩具</p> <p>このグループには、本質的に人間（子供又は大人）の<u>娯楽のための玩具</u>を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断される玩具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。このグループには、次の物品を含む。</p> <p>（A）～（C）のいずれにも属しない<u>全ての玩具</u>。玩具の多くは機械的又は電氣的に作動する。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(i) 動物又は人間以外の生物を模した玩具（人間の身体を模したもの（例えば、天使、ロボット、悪魔及び怪獣）及びあやつり人形用のものを含む。）</p> <p>(ii) <u>玩具のけん銃及び銃</u></p> <p>(iii) <u>組立て玩具</u>（組立てセット、組立てブロック等）</p> <p>(iv) <u>玩具の車両</u>（（A）のものを除く。）、<u>玩具の列車</u>（電動式であるかないかを問わない。）、<u>玩具の飛行機</u>、<u>玩具のボート</u>等及びこれらの附属品（例えば、鉄道路線及び信号機）</p> <p>(v) 幼児が乗るために設計してあるが車輪付きでない玩具（例えば、揺り木馬）</p> <p>(vi) 電動式でない玩具の原動機、<u>玩具の蒸気機関等</u></p> <p>(vii) <u>玩具の風船及び玩具のたこ</u></p> <p>(viii) <u>ブリキの兵隊</u>その他これに類するもの及び<u>玩具の兵器</u></p> <p>(ix) <u>玩具の運動用具</u>（例えば、ゴルフセット、テニスセット、アーチェリーセット、ビリヤードセット、野球のバット、クリケットのバット及びホッケースティック。セットになっているかないかを問わない。）</p> <p>(x) <u>玩具の工具類</u>及び幼児用の手押し一輪車</p>	<p>人形には、人間の声等の再生と同様に手足、頭又は眼を動かすことができる機構を接合し又は含んだものがある。人形はまた、服を着せてあってもよい。</p> <p>この項の人形の部分品及び附属品には、頭、胴部、手足、眼（70.18項の取り付けてないガラス製の眼を除く。）及び眼の作動機構、発声機構その他の機構並びにかつら、人形の衣服、靴及び帽子を含む。</p> <p>(D) その他の<u>がん具</u></p> <p>このグループには、本質的に人間（子供又は大人）の<u>娯楽用のためのがん具</u>を含む。しかしながら、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物（例えば、ペット）用に供されると判断されるがん具は、この項には分類されず、材質に応じてそれぞれの項に分類される。このグループには、次の物品を含む。</p> <p>（A）～（C）のいずれにも属しない<u>すべてのがん具</u>。<u>がん具</u>の多くは機械的又は電氣的に作動する。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(i) 動物又は人間以外の生物を模した<u>がん具</u>（人間の身体を模したもの（例えば、天使、ロボット、悪魔及び怪獣）及びあやつり人形用のものを含む。）</p> <p>(ii) <u>がん具のけん銃及び銃</u></p> <p>(iii) <u>組立てがん具</u>（組立てセット、組立てブロック等）</p> <p>(iv) <u>がん具の車両</u>（<u>グループA</u>のものを除く。）、<u>がん具の列車</u>（電動式であるかないかを問わない。）、<u>がん具の飛行機</u>、<u>がん具のボート</u>等及びこれらの附属品（例えば、鉄道路線及び信号機）</p> <p>(v) 幼児が乗るために設計してあるが車輪付きでない<u>がん具</u>（例えば、揺り木馬）</p> <p>(vi) 電動式でない<u>がん具</u>の原動機、<u>がん具</u>の蒸気機関等</p> <p>(vii) <u>がん具</u>の風船及び<u>がん具</u>のたこ</p> <p>(viii) <u>ブリキの兵隊</u>その他これに類するもの及び<u>がん具</u>の兵器</p> <p>(ix) <u>がん具</u>の運動用具（例えば、ゴルフセット、テニスセット、アーチェリーセット、ビリヤードセット、野球のバット、クリケットのバット及びホッケースティック。セットになっているかないかを問わない。）</p> <p>(x) <u>がん具</u>の工具類及び幼児用の手押し一輪車</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(x i) <u>玩具</u>の映写機、幻灯機等及び<u>玩具</u>の眼鏡</p> <p>(x ii) <u>玩具</u>の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）</p> <p>(x iii) （省 略）</p> <p>(x iv) 人形の喫茶用具、<u>玩具</u>の店その他これに類するもの、農場セット等</p> <p>(x v) <u>玩具</u>のそろばん</p> <p>(x vi) <u>玩具</u>のミシン</p> <p>(x vii) <u>玩具</u>の時計</p> <p>(x viii) <u>教育用玩具</u>（例えば、<u>玩具</u>の化学、印刷、縫物又は編物のセット）</p> <p>(x ix) （省 略）</p> <p>(x x) 本質的に絵、<u>玩具</u>又は模型から成る本及びシート（いずれも、切り離して、組み立てるものに限る。）及び立ち上がり又は移動する像がついている本で、本質的に<u>玩具</u>の性格を有するもの（49.03 項の解説参照）</p> <p>(x x i) （省 略）</p> <p>(x x ii) <u>玩具</u>の貯金箱、乳児のがらがら、びっくり箱、<u>玩具</u>の劇場（像があるかないかを問わない。）等</p> <p>(x x iii) （省 略）</p> <p>上記の物品のあるもの（<u>玩具</u>の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。</p> <p>ある種の<u>玩具</u>（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。</p> <p>(E) 縮尺模型その他これに類する娯楽用模型</p> <p>この項には、また、主として娯楽用に供する種類の模型（例えば、<u>縮尺模型</u>又はボート、飛行機、列車、車両等の模型（これらは作動するかしないかを問わない。））並びに当該模型を制作するための材料のキット及び部分品を含む。ただし、95.04 項の競技用ゲームの特性を有するセット（例えば、スロットカーとその軌道とから成るセット）を除く。</p> <p>このグループには、また、娯楽用のものである場合に限り、実物大又は拡大した複製品を含む。</p>	<p>(x i) <u>がん具</u>の映写機、幻灯機等及び<u>がん具</u>の眼鏡</p> <p>(x ii) <u>がん具</u>の楽器（ピアノ、トランペット、ドラム、蓄音機、ハーモニカ、アコーディオン、木琴、オルゴール等）</p> <p>(x iii) （同 左）</p> <p>(x iv) 人形の喫茶用具、<u>がん具</u>の店その他これに類するもの、農場セット等</p> <p>(x v) <u>がん具</u>のそろばん</p> <p>(x vi) <u>がん具</u>のミシン</p> <p>(x vii) <u>がん具</u>の時計</p> <p>(x viii) <u>教育用がん具</u>（例えば、<u>がん具</u>の化学、印刷、縫物又は編物のセット）</p> <p>(x ix) （同 左）</p> <p>(x x) 本質的に絵、<u>がん具</u>又は模型から成る本及びシート（いずれも、切り離して、組み立てるものに限る。）及び立ち上がり又は移動する像がついている本で、本質的に<u>がん具</u>の性格を有するもの（49.03 項の解説参照）</p> <p>(x x i) （同 左）</p> <p>(x x ii) <u>がん具</u>の貯金箱、乳児のがらがら、びっくり箱、<u>がん具</u>の劇場（像があるかないかを問わない。）等</p> <p>(x x iii) （同 左）</p> <p>上記の物品のあるもの（<u>がん具</u>の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。</p> <p>ある種の<u>がん具</u>（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。</p> <p>(E) 縮尺模型その他これに類する娯楽用模型</p> <p>この項には、また、主として娯楽用に供する種類の模型（例えば、<u>ボート</u>、飛行機、列車、車両等の作動する模型及び縮尺模型）並びに当該模型を制作するための材料のキット及び部分品を含む。ただし、95.04 項の競技用ゲームの特性を有するセット（例えば、スロットカーとその軌道とから成るセット）を除く。</p> <p>このグループには、また、娯楽用のものである場合に限り、実物大又は拡大した複製品を含む。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(F) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>単独で提示する場合にはこの表の他の項に属する物品を集めたものは、その取りそろえた形状から玩具として使用されることが明らかな場合（例えば、化学用セット、縫物セット等の教育用玩具）には、この項に属する。</p> <p>また、この類の注 4 の規定により、この項には、この類の注 1 の規定に従うことを条件として、この項の物品と一以上の物品（単独で提示する場合には他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたもので、次の要件を満たすもののみを含む。</p> <p>(a) 小売用にして組み合わせた物品であるが、その<u>組合せ</u>は関税率表の解釈に関する通則 3 (b) のセットではなく、かつ</p> <p>(b) 当該組み合わせた物品が、<u>玩具</u>の重要な特性を有しているもの。このような組合せは、一般にこの項の物品及び一以上の<u>さ細な</u>物品（例えば、宣伝用の小さな物品又は少量の菓子）から成る。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p style="text-align: center;">部分品及び附属品 (省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) 83.06 項のベル（三輪車及びその他の車輪付き玩具のベルを含む。）、ゴングその他これらに類する物品</p> <p>(f) ~ (m) (省 略)</p>	<p>(F) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>単独で提示する場合にはこの表の他の項に属する物品を集めたものは、その取り揃えた形状から<u>がん具</u>として使用されることが明らかな場合（例えば、化学用セット、縫物セット等の教育用がん具）には、この項に属する。</p> <p>また、この類の注 4 の規定により、この項には、この類の注 1 の規定に従うことを条件として、この項の物品と一以上の物品（単独で提示する場合には他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたもので、次の要件を満たすもののみを含む。</p> <p>(a) 小売用にして組み合わせた物品であるが、その<u>組み合わせ</u>は関税率表の解釈に関する通則 3 (b) のセットではなく、かつ</p> <p>(b) 当該組み合わせた物品が、<u>がん具</u>の重要な特性を有しているもの。このような<u>組み合わせ</u>は、一般にこの項の物品及び一以上の<u>些細な</u>物品（例えば、宣伝用の小さな物品または少量の菓子）から成る。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p style="text-align: center;">部分品及び附属品 (同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (同 左)</p> <p>(e) 83.06 項のベル（三輪車及びその他の車輪付きがん具のベルを含む。）、ゴングその他これらに類する物品</p> <p>(f) ~ (m) (同 左)</p>